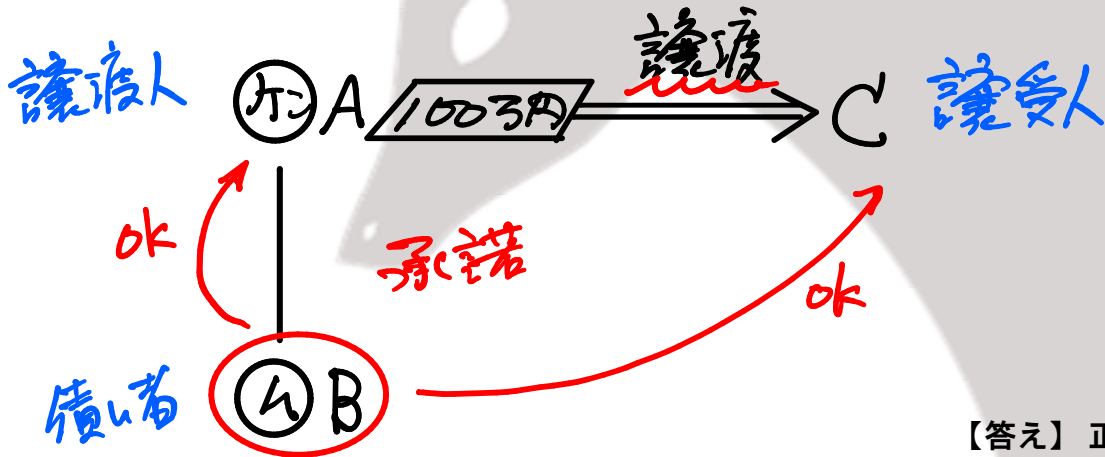


債権の譲渡の対抗要件 宅建 H12-06-2 <<#539>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bに対して有する金銭債権をCに譲渡した。Bが譲渡を承諾する相手方は、A又はCのいずれでも差し支えない。



【答え】 正しい

《ポイント》 債権の譲渡の対抗要件 【基本知識】

債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。（民法 467 条 1 項）

⇒ 「承諾」の相手方は、譲渡人・譲受人のいずれでもよい

⇒ 「通知」は、譲渡人のみがなしえる（譲受人がすることはできない）

